

Umios Hokkaido 株式会社行動計画（次世代育成支援対策推進法）

すべての従業員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるような職場環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献できる企業を目指して、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年 4月 1日 ～ 2028年 3月31日までの5年間

2. 内 容

目 標 1：改正後の育児介護休業規定について、従業員への周知活動を行い、これまでの事例も含め、啓蒙活動を強める

- ＜対策＞ 2023年4月 ～ 社内イントラネット、掲示板等による制度の従業員への再周知・啓発をすすめる
- 2023年4月 ～ 個別に相談ができる社内相談窓口として総務課担当の体制を整備し、周知する
- 2024年4月 ～ 社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組
- 2024年4月 ～ 子どもを育てる労働者が始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度の導入

目 標 2：所定外労働時間の削減を図ること、また有給休暇取得率を向上させることで計画的に家族と過ごすことができるようにする

- ＜対策＞ 2023年4月 ～ 2022年5月より実施しているノー残業デーを定着させるため意識の向上をはかる。
- 2023年4月 ～ 現在も行っている従業員の有給休暇状況報告を継続し、部署単位の個別対策をすすめる
- 2024年4月 ～ 管理職に対する労務管理、メンタルヘルス等の研修について最低年1回実施する

以上